

## 障害福祉サービス事業への参入について

障害福祉サービス課では、現在、障害福祉計画に基づき、多くの法人の方々に障害福祉サービス事業に参入していただくことで、必要なサービス量の確保に努めているところです。

特に、介護保険とはサービス内容に類似性があるうえ、平成30年4月には共生型サービスが創設されたことで、事業に参入しやすくなりました。また、医療型短期入所においては、介護老人保健施設において実施する際の指定申請手続きが、本年4月の条例改正により大幅に簡素化される予定（※）です。

介護保険事業者の皆様におかれましては、事業への参入について積極的な検討をお願いいたします。

【※改正内容】介護老人保健施設が短期入所に係る指定障害福祉サービス事業の指定の申請をする際の書類の提出について、介護老人保健施設に係る指定の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能とする。

### 1 両制度におけるサービスの種類（主なもの）

障害福祉サービスは、介護保険制度から提供されるサービスと類似性があります。

介護保険	障害福祉	障害福祉サービスの内容
居宅介護支援	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した方について、その方の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
訪問介護	居宅介護 (※共生型サービス対象)	居宅で、調理・洗濯等の家事及び入浴・排せつ等の介護を行います。
	重度訪問介護 (※共生型サービス対象)	比較的長時間にわたり支援が必要な方に対して、居宅での入浴・排せつ・食事の介護や、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
通所介護	生活介護 (※共生型サービス対象)	施設等において、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所生活介護	短期入所 (※共生型サービス対象)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設等で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
訪問入浴介護	訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。 ※居宅において入浴が困難な重度の身体障害者等のみ対象

(留意点)

- ※1 指定日は、申請受付日の翌々月の1日となります。(例：4/1指定の場合、2/28までに申請)申請に先立ち、ご相談を早めをお願いいたします。
- ※2 定款に事業を実施する旨の記載（「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」、「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」など）が必要となります。
- ※3 千葉県HPに、指定・登録事業者に関する情報を掲載しています。

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/shiteitouroku.html>

## 2 共生型サービス

障害福祉サービスにおける居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられ、介護保険サービスの指定を受けていれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けることができるようになりました。（H30.4.1施行）

基本報酬・加算については、障害福祉サービス等事業所として求められるサービスの質や専門性に応じて段階的に設定されます。

### <対象となるサービス>

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護、重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重度心身障害者（児）を通わせる事業所を除く
	療養通所介護	⇔	生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重症心身障害者（児）を通わせる事業所に限る
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスを一体的に提供するサービス	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)	→	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重症心身障害者（児）を通わせる事業所を除く
	・通い ・泊まり	→	短期入所

※⇔は相互に対応

※小規模多機能型居宅介護事業所は、障害福祉サービスの生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供できますが、それらの障害福祉サービス事業所は、小規模多機能型居宅介護事業を提供することはできません。

### <留意事項>

共生型サービスの種類に応じて実施可能な介護保険サービスの事業は市条例で定められております。

**例** 共生型生活介護の事業を行うことができる介護保険サービス

(1) 指定通所介護事業者等

① 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第99条第1項）

② 指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項）

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

① 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第82条第1項）

② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第191条第1項）

③ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項）

### 3 医療型短期入所

短期入所事業の概要は、以下のとおりです。

#### ○対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型、福祉型強化（障害者支援施設等において実施可能）
  - ・ 障害支援区分 1 以上である障害者／障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児
- 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能）（※）
  - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
  - ・ 遷延性意識障害児・者、重症心身障害児・者等

#### ○サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

#### ○主な人員配置

- 併設型・空床型：本体施設の配置基準に準じる
- 単独型：当該利用日の利用者数に対し 6 人につき 1 人
  - ※ 空床型とは、利用者に利用されていない施設の 1 部の居室において、短期入所を行う。併設型と単独型は、定員有り

### 4 その他

障害福祉サービスには、他にもサービスがございますので、下記事業への参入もご検討ください。

#### <介護給付>

サービス名称	サービスの内容
同行援護	重度の視覚障害のある人に、外出時における移動の支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ※行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象

#### <地域生活支援給付>

サービス名称	障害福祉サービスの内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 ※ 屋外での移動が困難な障害者等のみ対象

## 喀痰吸引等研修費用の一部助成について

ヘルパーの方などが受講する喀痰吸引等研修のうち、**第3号研修**（特定の対象者の方に対して医療的ケアを行うための研修）に係る費用の一部を助成します。

特定の対象者の方が千葉市在住の障害者（児）であれば、介護保険事業所に勤務する方も助成の対象となります。

### 1 事業内容

#### (1) 助成対象費用

喀痰吸引等研修（3号研修）を要する費用のうち、基本研修と実地研修のいずれか一方に係る費用（教科書代等の実費負担は除く）

#### (2) 助成金額

助成対象費用の半額と補助基準額を比べどちらか安い方を助成する。

[補助基準額]

基本研修 5,000円（講義）

実地研修 2,500円（看護師等の指導のもと本人に喀痰吸引等を実施）

### 2 助成対象

所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後千葉市在住の障害者等に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所（①公立の事業所、②千葉市内の障害者支援施設以外の第一種社会福祉施設を除く）

※ 「事業所」として想定されるのは障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、幼稚園、学校、**介護保険サービス事業所**（障害者を対象とする場合のみ）等が想定される。

### 3 申請から支払いまでの流れ

①交付申請→②交付決定→③研修受講→④実績報告→⑤確定通知→⑥交付請求→⑦支払い

※ 研修受講開始前かつ受講料支払い前に「①交付申請」が必要。

喀痰吸引等を行うためには、事業所として千葉県知事の登録及び認定証の交付が必要になります。

#### 各種問合せ先 障害福祉サービス課

- 指導班（施設・居住系（障害児）事業者指定関係）

TEL：043-245-5227

- 施設支援班（施設・居住系（障害者）事業者指定関係）

TEL：043-245-5174

- 地域支援班（訪問・相談系事業者指定関係／喀痰吸引等研修支援事業）

TEL：043-245-5228

E-mail（共通）：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp